

令和8年1月20日
三重県農林水産部家畜防疫対策課

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

令和8年1月13日に三重県津市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門（※）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であると判定されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

※）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

1 概要

- (1) 津市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。
- (2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- (3) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

2 その他

- (1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者などの関係者や消費者が根拠のないうわさなどにより混乱することがないよう、ご協力ををお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。